

民間自主規格の改定の審議について

日電規委 20 第 002 号
平成 20 年 4 月 22 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、下記のとおり、民間が自主的に制定し使用する規格の改定の審議を 5 月 26 日の委員会で予定しておりますので、お知らせ致します。

ご意見のある方は理由を付して文書でご提出下さい。

1. 件名

- (1) JESC 規格「E0009 電力保安通信規程」の一部改定について
- (2) JESC 規格「E0013 高圧受電設備規程」の改定審議

2. 案件の趣旨・目的，内容等について

- (1) JESC 規格「E0009 電力保安通信規程」の一部改定について

a. 改定案を策定した委員会

(社)日本電気協会の送電専門部会

b. 民間自主規格の改定の趣旨、目的、内容等

電力保安設備の保安上及び運用上欠かせない電力保安通信用設備は、多重無線や移動無線等の無線設備及びメタルケーブルや光ファイバケーブル等の通信線を用いて構築されています。通信線は架空電線の支持物に添架される場合があり、この施設方法は電気設備の技術基準及び有線電気通信法（有線電気通信設備令）で定められています。

今回、電気設備の技術基準の解釈が、低圧架空電線と電力保安通信線との離隔距離の明確化を目的として改正されました。また、有線電気通信設備令、同施行規則も、新規参入事業者の円滑な設備設置を促進し、公正競争条件を確保することを目的として改正されました。

そのため、電気設備の技術基準及び有線電気通信法（有線電気通信設備令）に準じて規定している電力保安通信規程について、「添架通信線と架空電線との離隔距離」、「独立又は低高圧添架通信線とその他の架空通信線との共架」及び「独立，低高圧添架又は共架通信線とその他の架空通信線との接近又は交さ」の改定を行うもので、専門部会から、日本電気技術規格委員会に評価・承認を要請されたものです。

- (2) JESC 規格「E0013 高圧受電設備規程」の改定審議

a. 改定案を策定した委員会

(社)日本電気協会の需要設備専門部会

b. 改定案の趣旨，目的，内容等

「高圧受電設備規程」は，電気保安の確保に寄与する目的で平成 14 年に日本電気技術規格委員会の規格（JESC E0013（2002））として制定されたもので，高圧受電設備が原因となる電気事故及びそれに起因する系統への波及事故を防止するために必須となる施設基準，機器材料の選定，保守・点検，保護協調・絶縁協調の確保，さらに，高調波障害対策及び電力系統連系について規定しております。

今回，初版（平成 14 年）発行以降に改正された法令等の反映及び関係方面から寄せられた改定要望の意見等を踏まえた検討により内容の見直しを行うもので，専門部会から，日本電気技術規格委員会に評価・承認を要請されたものです。

3. 引用要請書の提出及び民間自主規格の発行予定

平成 20 年 5 月以降

4. 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で，関連資料の閲覧が可能です。また，郵送による資料の送付も行っていますので，お問い合わせ下さい。ただし，複写代及び郵送代の実費をご負担下さい。

（問い合わせ先，意見提出先）

日本電気技術規格委員会 事務局（（社）日本電気協会内）

電話：03-3216-0553 内線 270

Fax：03-3214-6005

E-mail：staff@jesc.gr.jp

所在地：〒100-0006

東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビルヂング北館 4F

5. 意見提出期間

受付開始日 平成 20 年 4 月 22 日（火）

受付終了日 平成 20 年 5 月 22 日（木）

6. 注意事項

ご意見は，氏名・連絡先（住所，電話番号，Fax 若しくは電子メールアドレス）を明記し，書面若しくは電子メールにて提出下さるようお願いいたします。

また，頂きましたご意見等につきましては，連絡先を除き，ご意見の要約又はすべてが公開される可能性があることをご了承下さい。

備考：日本電気技術規格委員会は，電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議，承認する公正・中立な民間規格評価機関として平成 9 年に設立された委員会です。上記案件は，委員会の規約に基づいて公表するものです。